



「自分のところには来ないだろう」と油断していませんか？

特殊詐欺にご注意ください

おれおれ詐欺や、架空請求詐欺などの特殊詐欺の被害が、市内でも多発しています。お金を要求する電話があったときは、まず一度電話を切り、周りの人に相談しましょう。

お金の要求は必ず詐欺

詐欺グループは手を変え品を変え、言葉巧みにお金を要求してきます。家族などを名乗る電話であっても、お金を要求してくるものは詐欺です。焦って自分一人で判断せず、冷静になって、まずは家族や友人などに相談しましょう。今後、マイナンバー制度を

口実にした詐欺が増えることが予想されます。マイナンバーの提示やお金を求める電話は必ず詐欺です。

「詐欺師かもな」に注意しよう

県警察は振り込め詐欺を4つに分類し、頭文字から「詐欺師(し)かもな」と紹介して注意喚起を行っています。

しはらえ(架空請求)詐欺

身に覚えのない利用料金などをはがき、電子メールで請求する詐欺。請求元の名称にかかわらず、はっきりしない請求は無視し、身近な人に相談しましょう。

かします(融資保証金)詐欺

雑誌広告などで低金利融資の勧誘を行い「融資に保証金が必要」とお金を要求する詐欺。実在の業者名をかたることもあるので注意。

もどします(還付金等)詐欺

税務署や市役所の職員を装って「税金を返す」などと偽りATMを操作させる詐欺。「お金を返すからATMへ行け」は詐欺です。

なりすまし(おれおれ)詐欺

子や孫になりすまし、「お金を使いこんだ」などと事件や不祥事を演出して、解

被害防止に協力を

決のためのお金を要求する詐欺。一度電話を切った後に本人に連絡を取りましょう。「電話番号が変わった」という電話は詐欺です。

県内の金融機関では、高齢者が窓口で多額の現金を引き出す場合、預金小切手の利用を案内しています。また、状況に応じて、警察官による確認を実施していますのでご理解とご協力をお願いします。

怪しい電話などがあったときは迷わず警察や市に連絡し、被害の拡大を防ぎましょう。

■問い合わせ・連絡先

市防犯協会(本庁生活環境課内・内線211)

■相談先

本庁市民課総合相談室(内線141)

市内でも詐欺が発生!

●6件の被害が発生

ことしに入ってから、市内では6件の被害が発生し、200件以上の不審な電話も確認されています。

11月5日には、警察官をかたる不審な電話が多数発生しました。

●あなたも被害を防げます

携帯電話で会話しながら現金自動預払機(ATM)を操作している高齢者に気付いた一般市民が、声掛けし金融機関に通報したことで被害を未然に防ぐことができた事例がことし2件ありました。あなたの行動で詐欺被害を防ぐことができます。

